

個別避難計画に取り組む市町村に対する  
都道府県による支援に関する手引き

令和 7 年 6 月

内閣府（防災担当）

参考資料

令和 5 年度

# 個別避難計画作成モデル事業報告書

5. 都道府県における市町村支援の方向性の整理

## 5. 都道府県における市町村支援の方向性の整理

令和5年度の個別避難計画作成モデル事業においては、加速化促進事業で新たな取組を行う場を提供し、都道府県会議で各都道府県の取組を共有してきた。

ここでは、各都道府県において、相互に取組を参照することを通じて、都道府県による市町村支援の取組の一層の充実が図られるよう、共有された都道府県による市町村支援の取組を整理するとともに類型化を行う。

各都道府県において、市町村における個別避難計画作成の取組を支援する場合には、ここに挙げられている取組事例が参考となる。

なお、各類型で挙げている取組事例は、内閣府において把握している情報を基に作成したものであり、各都道府県の取組を完全に網羅したものではないことに留意いただきたい。

### 市町村を後押し（支援）するための都道府県による取組事例

〔※令和5年の取組の採録を基本としつつ、一連の流れの中で取り組まれているものについては、一部、前年度以前の取組や次年度以降に予定されている取組も採録している。〕

#### <市町村の取組環境の整備>

##### (1) 都道府県庁外の関係者との連携を図る

###### ①都道府県レベルの個別避難計画に関する団体や機関との協力や連携

###### (取組事例)

北海道	○ 福祉関係職能団体に個別避難計画作成等の取組促進に係る協力を文書により依頼（併せて、当該団体が主催する研修会に出席した道内介護支援専門員及び管理者に対し、研修終了後、個別避難計画の制度説明と市町村への協力を依頼）
山形県	○ 企業・団体に着目し、新たな支援の担い手の掘り起こしを実施（打診した団体：県ハイヤー協会、自動車販売ディーラー、郵便局）
東京都	○ 東京都社会福祉協議会に対し、区市町村が実施する個別避難計画への協力を依頼
山梨県	○ 山梨県社会福祉協議会が主催する民生委員・児童委員向け研修において個別避難計画の制度、取組状況を説明し、市町村の取組への協力を依頼
京都府	○ 令和5年度民間社会福祉施設長研修会において、制度説明と協力依頼を実施
徳島県	○ 県や市町村、福祉関係団体で構成する『徳島県災害福祉支援ネットワーク』を活用し、介護支援専門員協会や福祉施設関係団体、職能団体等に対し、市町村が行う個別避難計画作成への参画を依頼
大分県	○ 避難支援者の確保に係る取組（過疎・高齢化に伴い、避難支援等実施者になり得る個人が不足 ⇒ 民生委員・自治委員に留まらず、企業や団体（地元企業・青年会等）へアプローチ（研修を実施））

※これら以外の取組事例は、別冊を参照のこと。（以下同じ。）

###### ②研究者、実務者、各種の分野の専門職などとの協力や連携をする

###### (取組事例)

岩手県	○ 岩手県立大学（研究・地域連携室）においては、研修講師を派遣することなどを通じて個別避難計画の作成や計画に基づく避難訓練に係る取組を支援
-----	---

群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別避難計画を推進している群馬県避難ビジョンの実現に向け、県、市町村、関係団体等が機動的、効果的に連携、協力して実行するための枠組みとして「群馬避難総合対策チーム」を設置 ※同チームのアドバイザー：群馬大学大学院理工学府 金井昌信 教授、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 阪本真由美 教授、新潟大学医歯学総合研究科 棚沢和彦 特任教授</li> </ul>
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関が連携し災害時に有効な支援体制を整備することを目的として「岐阜県要電源重度障がい児者災害時等支援体制ネットワーク会議」を開催 ※構成：医師会、医療機関、訪問看護、電気事業者、医療機器関係企業、支援機関、当事者団体、市町村、県庁関係課（防災課、医療整備課、医療福祉連携推進課）</li> </ul>
三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域防災研究会の実施（県と三重大学が共同で設置している機関である「みえ防災・減災センター」の主催にて有識者をファシリテーターとし、個別避難計画をテーマに市町間の取組状況や課題等を共有しながら研究会を開催し、取組方法等が近しい市町同士での交流等で課題解決を図りつつ、県としての支援方法を検討）</li> </ul>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 熊本大学小児在宅医療支援センターが県医療的ケア児支援センターの指定を受け、センター職員が市町村の人工呼吸器装着者の避難訓練に参画することや、ウェブサイトを通じた情報発信を実施</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鹿児島大学の取組を後援等により連携（例：「宇検村・鹿児島大学防災ワークショップ」の実施、シンポジウム「喜界町の津波防災を考える 一鹿児島大学学生による現地調査からの提言ー」の開催、鹿大防災セミナー第41回「災害弱者を守ろう」など）</li> </ul>

### ③連絡会議、協議会、プラットフォームなど協力や連携のための場づくり

#### (取組事例)

山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時要配慮者避難体制構築推進会議を設置（県、市町村、市町村社会福祉協議会による災害時要配慮者避難体制構築推進協議会を設置し、個別避難計画作成における課題や事例の共有、意見交換を実施）</li> <li>○ 医療的ケア児に係る各分野の緊密な連携体制を構築するため協議の場を設置しており、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が、それぞれの分野における課題や対応策について情報共有、意見交換などを行う協議の場等を運営（山形県医療的ケア児支援会議：在宅利用部会、人材育成部会、災害対策部会、教育部会、各圏域協議の場、各市町村協議の場）</li> </ul>
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別避難計画を推進している群馬県避難ビジョンの実現に向け、県、市町村防災担当課、関係団体等が機動的、効果的に連携、協力して実行するための枠組みとして「群馬避難総合対策チーム」を設置</li> <li>○ 「群馬避難総合対策チーム」の専門チーム会議の一つとして個別避難計画を設置 ※構成員：市町村、県関係課（危機管理課、感染症・疾病対策課、地域福祉課、介護高齢課、障害政策課）、関係機関（社会福祉法人群馬県社会福祉協議会）</li> </ul>
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報交換プラットフォームの設置（滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議と連携し、当事者団体や保健福祉医療の専門職団体、福祉事業所団体、支援者団体、県・市町関係部局、市町社会福祉協議会などと情報交換を行えるプラットフォームを設置し、当事者団体や県の取組紹介や幅広い関係者との意見交換を実施）</li> </ul>
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区防災計画等作成推進協議会（個別避難計画と地区防災計画の作成推進のために県と市町村で設置）</li> </ul>
香川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町避難行動要支援者支援対策ワーキンググループを設置（個別避難計画の早期作成に向けた課題整理、解決策を検討するために、県と市町との個別の担当者会を設置し、未策定の市町に参加を呼び掛け、個別避難計画早期作成に向けて取り組む）</li> </ul>
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県・市町連携ワーキンググループを開催（各市町が単独で計画作成の取組に有効な新た</li> </ul>

	な施策を検討することは、人員体制から困難な場合もあるため、県が各市町の避難行動要支援者に関する施策の状況や課題等を積極的に情報収集し、県・市町担当者によるWGにおいて共有・検討)
長崎県	○ 医療的ケア児の個別避難計画策定に向けた県保健所の取組として、管内市町ごとに策定支援チームを作り、チームごとに各市町の計画策定体制の整備を行う。

## (2) 個別避難計画に係る状況を把握する

### (取組事例)

青森県	○ 医療的ケア児支援に関する市町村取組状況調査において、医療的ケア児の災害時個別避難計画の作成状況を把握
宮城県	○ 「宮城県医療的ケア児等相談支援センターちるふあ」は、県内35市町村を対象に「宮城県医療的ケア児者実態調査」を実施し、避難行動要支援者名簿の作成状況や個別避難計画の作成状況など災害時支援の状況を把握
千葉県	○ 要配慮者に係る防災対策への支援等を定めている「千葉県防災基本条例」において「県は、毎年一回、この条例の施行の状況を千葉県防災会議に報告するとともに、これを公表するものとする。」ことが規定されており、県は、この規定に基づき市町村の個別避難計画に係る取組状況を把握し、県による支援の状況とともに、防災会議への報告と公表を実施
岐阜県	○ 「要電源児者の把握及び災害時支援等体制に係る状況等調査」において要電源児者に係る個別避難計画の作成状況を把握
和歌山県	○ 優先度の高い方について、5年間での全部策定を目指し、個別避難計画作成工程表を県独自に作成、年1回の調査に基づき更新した工程表等を踏まえ、全市町村の福祉部局、防災部局を対象にヒアリングを実施し取組状況を把握
鳥取県	○ 県内全19市町村を訪問し、防災及び福祉の所管課長等に、作成状況及び作成に係る隘路を聞取
香川県	○ 個別避難計画について定めている「香川県防災対策基本条例」において「県は、市町の防災対策の実施状況について定期的に報告を求め、及びその内容を公表するものとする。」ことが規定されており、県は、この規定に基づき市町村の個別避難計画に係る取組状況を把握するとともに、公表を実施
高知県	○ 県独自の取組として取組状況調査を実施し、県ウェブサイトにおいて公表
長崎県	○ アンケート形式による県独自様式の現況調査を年2回実施
宮崎県	○ 26市町村個別訪問による担当者ヒアリングの実施

## (3) 個別避難計画の取組に役立つ取組事例や課題などの情報を展開し共有する

### (取組事例)

北海道	○ 市町村担当者向け取組事例共有会の開催（モデル事業の支援先市町村における取組成果を各市町村に共有し、道内全体の個別避難計画の取組促進を図る） ○ 北海道小児等在宅医療連携拠点事業（通称YeLL）が開催している「YeLL実践検討会」の【シンポジウム】として「医療的ケア児の個別避難計画および避難訓練」を取り上げ ※令和5年第1回
青森県	○ 青森県障がい者自立支援協議会「医療的ケア児支援体制検討部会」において医療的ケア児に係る個別避難計画などに関する情報を共有 ※構成：支援団体、県医師会、医療機関（医師）、県看護協会、訪問看護ステーション連絡会、保健所、県市町村保健師活動協議会、県相談支援専門員等協会、県保育連合会、特別支援学校、関係団体、県庁（障害ふくし課・医療薬務課・こどもみらい課、教育庁学校教育課）

栃木県	○ 研修会の開催に合わせて、事前に各市町の取組状況のアンケート調査を実施し、結果一覧と課題等を共有
千葉県	○ 市町村に対する個別ヒアリングを通じて優良事例を横展開
東京都	○ 「区市町村における個別避難計画作成・活用の手引き」を作成（併せて、研修・啓発動画を作成）
新潟県	○ 「加治川・胎内川周辺地域における減災対策協議会」において、個別避難計画に係る新発田市の取組を紹介 ※構成：流域市町、広域事務組合消防本部、新潟地方気象台、県地域振興局、地方整備局河川事務所・河川国道事務所、国土木部河川管理課、土地改良区（オブ）
静岡県	○ 市町訓練実施状況の実態把握を行い、好事例の横展開を図る ○ 市町・福祉専門職向け研修会・意見交換会において県内の全市町の取組事例を発表・共有、優先度決めの参考となる講義や先進事例を紹介
大阪府	○ 市町村に対する先行好事例の横展開
兵庫県	○ 多様な取組事例の情報提供・共有を促進するため事例集の作成・市町意見交換会の実施
和歌山県	○ 全市町村の福祉部局、防災部局を対象に実施しているヒアリングの結果を整理し、全市町村の取組を共有
広島県	○ 避難支援等実施者等の避難支援等実施中におけるケガをした場合に対応できる三井住友海上の保険に関する情報を提供
徳島県	○ 県内市町村の計画作成プロセスやノウハウなどの情報の共有を図るために「市町村連絡推進会議」を年3回開催
長崎県	○ 避難行動要支援者担当課長等会議の定期開催（県内の進捗状況の報告・共有、意見・情報交換の実施）

#### （4）市町村職員、福祉専門職、自主防災組織などを対象とした研修を実施する

##### （取組事例）

北海道	○ 市町村担当職員向け研修会の実施（これから個別避難計画の作成に着手する市町村や、個別避難計画の作成等に課題を抱えている市町村に対し、円滑に業務を進めることができるよう、基礎的な研修を実施）
青森県	○ 内閣府予算事業（防災スペシャリスト養成「地域研修」）を活用し、個別避難計画をメインテーマとする研修を実施
岩手県	○ 岩手県医療的ケア児支援センターでは、医療的ケアモデル人形や医療機器を用いて医療的ケアを体験することで医療的ケアへの理解を深めることを目的とした「医療的ケア出張講座」（基礎講習、移動体験講習）を実施 ※避難訓練に係る勉強会や避難訓練で活用
千葉県	○ 県防災研修センターにおける市町村担当職員向けの研修の実施（市町村職員実践研修として【避難所運営】や【避難行動要支援者・要配慮者支援】に関する研修を実施）
愛知県	○ （一社）消防防災科学センターによる市町村防災研修事業での「要配慮者・避難行動要支援者に関する実務研修」の実施（令和5年度）
京都府	○ 民間社会福祉施設の施設長を対象とした研修会で制度概要説明を実施（令和5年度）
広島県	○ 地域住民向け「個別避難計画」研修教材の作成、提供（動画教材あり） ○ 福祉専門職向け研修プログラム作成し、研修を実施（オンライン開催と集合開催を併用し全12回の開催）
大分県	○ ケアマネ等福祉専門職に対する計画作成研修を年2回実施 ○ 市町村職員に対する関係者調整のための研修を年2回実施 ○ 地域の支援者や当事者向け研修を年18回実施 ○ 大分県社会福祉協議会において、要望のあった地域に出向き個別避難計画に関する研修

	会を実施する「地域研修」を実施
宮崎県	○ 先進自治体職員を講師として、地区防災計画・個別避難計画作成に係る研修会（市町村担当者、福祉専門職、自主防災組織、防災士向け）を実施（令和5年）

（5）意見交換、顔の見える関係づくり、ネットワークづくりのための場づくりをする

（取組事例）

北海道	○ 取組事例共有会において支援先市町村との意見交換の機会を提供
栃木県	○ 避難行動要支援者個別支援に関する研修会においてグループワークを実施し意見交換やネットワークづくりの場を設定
富山県	○ 避難行動要支援者支援に係る市町村担当者会議においてグループワーク（意見交換）を実施
岐阜県	○ 圏域単位での取組情報共有会（市町村の防災担当職員、福祉担当職員が参加する情報共有会を圏域単位で開催し、ノウハウを共有）
大阪府	○ 市町村への避難行動要支援者個別支援に関する研修会においてグループワークを実施し意見交換やネットワークづくりのための場づくりを実施
京都府	○ 市町村担当者、保健所担当者、本庁関係課、福祉関係団体等の参画を得て開催する個別避難計画作成に係る情報共有会議において情報共有や意見交換を実施し、それぞれの課題の共有を図るとともに、関係者のあいだの顔の見える関係づくりに努めた
島根県	○ 避難行動要支援者・個別避難計画実務研修において市町村行政職員、県健康福祉部関係課の職員、保健所職員の出席を得て意見交換会を開催
広島県	○ 市町連絡会議を年5回開催
徳島県	○ 顔の見える関係づくりや情報共有を図るために「市町村連絡推進会議」を年3回開催

（6）制度の定着を図るための普及啓発を（広報誌、テレビやラジオの広報番組、SNS等を活用し）行う

（取組事例）

山形県	○ 新たな支援の担い手の掘り起こしのため企業や団体に働きかける際に、簡潔に概要を説明し、協力の内容を具合的にイメージできる「災害時の避難支援に御協力をお願いします（企業・団体向け説明用リーフレット）」を作成
茨城県	○ 筑波大学宮園准教授が中心となり作成した「茨城県にお住まいの医療的ケア児とご家族のための災害対策ハンドブック」の紹介・配布に協力し、誰でも自由にアクセス・ダウンロードができるように医療的ケア児支援センターのHPにハンドブックを掲載した。ハンドブック内では避難行動要支援者名簿や個別避難計画について紹介しており、制度の普及啓発の一助としている。
栃木県	○ 出前講座の実施（自主防災組織や福祉事業所等を対象） ○ 市町地域福祉主管課長会議、介護サービス事業者に対する集団説明会【指導監査課】、地区防災計画策定促進検討会【消防防災課】（避難行動要支援者に関わる関係部局と連携し、周知・啓発を行う。）
神奈川県	○ 地域住民に対して、計画の概要とその必要性をテーマとした講習会を開催（個別避難計画とは何か、また、その必要性について住民にわかりやすく説明し、計画の理解につなげた）
新潟県	○ 自治宝くじの市町村振興事業（全国市町村振興協会）を活用し、新潟県、阿賀野市、一般財団法人地域社会ライフプラン協会の協働により、住民の一人ひとりが災害リスクを認識し、災害に強い地域づくりを進めるためには、個別避難計画の作成や防災・減災の取組を進めしていくことが大切であるとの理解が深まるよう「自主防災シンポジウム

	2023in阿賀野」を開催
富山県	○ 富山県医療的ケア児等支援センター「りあん」は、広報紙「りあんだより」で「災害に備えよう」を特集し、避難行動要支援者名簿や災害時の対応について普及啓発を実施
静岡県	○ 個別避難計画がどのようなものかを具体的にイメージできることで、取組へのハードルを下げることを目指して、県モデル事業を実施した富士市の協力を得て、計画づくりや避難訓練に実際に取り組む場面の記録動画、実際に経験した関係者の声、有識者による背景や必要性の解説、これから取り組む関係者へのメッセージなどを20分程度の動画にまとめて、福祉関係者にも届くよう静岡県社会福祉協議会のチャンネルを通じて配信
滋賀県	○ 誰一人取り残さない防災の実現をめざした防災と保健・福祉の連携促進モデル「滋賀モデル」に係る取組について「しが防災ベース」(facebook)にて発信 <a href="https://www.facebook.com/groups/shigaBbase/">https://www.facebook.com/groups/shigaBbase/</a>
京都府	○ 医療的ケア児等を支援するNPO法人が開催するシンポジウムにおいて、制度説明を実施 ○ 福知山市避難のあり方推進シンポジウムの共催
兵庫県	○ 避難行動要支援者のための個別避難計画の手引き(リーフレット)を作成し、兵庫県のウェブサイト等を通じて避難行動要支援者、市町、福祉や防災の関係団体など県民広くに活用いただけるよう提供
奈良県	○ 広報誌「県民だより」(2024年3月号)において個別避難計画を取り上げ
島根県	○ 「災害時に高齢者・障がい者等を守るために～平時も災害時も安全安心な地域社会を目指して～」(跡見学園女子大学観光コミュニティ学部鍵谷一教授)を「島根県防災安全講演会」において実施(令和5年12月23日)
岡山県	○ 岡山県政広報チャンネル(Youtube)の「県政テレビ番組(晴れの国生き活きテレビ)」(令和5年6月12日配信)において、里庄町殿迫(とのざこ)地区の自主防災会を紹介 ○ 個別避難計画の周知や計画の作成などにご協力をいただくために、医療・福祉・介護関係者向けにリーフレット「医療・福祉・介護関係の皆様へ 大切な人を災害から守るために～個別避難計画作成の協力のお願い～」を作成
広島県	○ 県のウェブサイトに「災害時要配慮者対策について」のページを開設し、個別避難計画、県内市町の個別避難計画策定にかかる取組、福祉避難所や一般避難所の要配慮者スペースに関する情報を提供
香川県	○ かがわ自主ぼう連絡協議会の会報(新年号2024.1.1)に寄稿した県危機管理総局長名による「新年のご挨拶」において、個別避難計画作成の取組への協力を要請
愛媛県	○ 啓発リーフレット作成(令和3年度)、活用(令和4年度～) ○ 広報誌「愛媛県民だより 愛顔(えがお)のえひめ」令和3年12月号などでモデル事業の住民主体の活動を積極的に紹介(令和3年度～)
高知県	○ 災害時要配慮者対策に関するポータルサイトを開設し、個別避難計画や福祉避難所などに関する情報を提供 ○ 防災啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき(第6版)」(令和2年12月(令和5年3月一部改訂))において個別避難計画について説明し、制度の周知啓発を実施 ※県内全戸への配布やウェブサイト等を通じて提供 ○ 日常生活の中で防災について理解を深め、災害への備えの力を高めるために、揺れへの備えや避難に関することなど、各ご家庭で取り組んでいただきたいこと、住民のみなさんには知っていただきたいことを月ごとに掲載している「令和6年こうち防災カレンダー」を作成し、ウェブサイト等を通じて提供 ※個別避難計画については、住民への周知とともに協力を依頼

高知県	○ 関係者の間で個別避難計画作成の取組を進める機運を醸成することを目的として、NHKが各地で展開している「地域ミーティング」を市町村に紹介
大分県	○ 作成不同意者に対する説明ツールの作成（約15,000名の不同意者がいる現状を踏まえ、対策として日頃から避難行動要支援者と接する福祉専門職等が対象者に簡単に説明できるよう、説明動画を作成し配布（対象者訪問時にスマホ等で再生））【令和5年度新規】
宮崎県	○ 個別避難計画のチラシを令和4年度に制作し、市町村等が周知に活用
沖縄県	○ ウェブサイトの「防災の日」に係る普及啓発のページにおいて、自治会や自主防災組織等に向けて「避難行動要支援者を把握し、避難支援プラン（個別避難計画）の作成に協力」するよう呼び掛け ○ 「防災の日」に関する普及啓発ページにおいて、自治会や自主防災組織等による備品整備等に一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業が活用できる場合があることを紹介

（7）伴走支援（市町村の実情や取組の状況を知り、課題を把握し、解決に向けて市町村と一緒に考え、課題解決に向けた進捗状況を確認するなど）を行う

（取組事例）

新潟県	○ 県が毎年、市町村と合同で行う総合防災訓練に合わせて、未策定の市町村へ働きかけ、個別避難計画の作成を促すとともに、県職員と市町村職員が一緒に地域への説明などをを行い、訓練を通して実効性のある計画を作成
石川県	○ 個別避難計画の作成について未着手の4市町（令和5年1月現在）のうち、令和5年度石川県防災総合訓練の開催町である能登町の「石井地区」において、個別避難計画作成の伴走支援を実施（7/12地区説明会（自主防・民生委員、ケアマネ、県、町等）→9/5本人、家族、ケアマネなどが参加し計画作成→11/12計画を活用した避難訓練、振り返り）
三重県	○ 市町と緊密に連携した取組に注力するため、地域防災推進課に市町連携班を新たに設置
兵庫県	○ 人手不足・ノウハウ不足を補うため専門家派遣制度の充実・地域特性に応じたオーダーメイド研修を実施
和歌山県	○ 工程表等を踏まえ、全市町村の福祉部局、防災部局を対象にヒアリングを実施し、進捗状況や策定方針を確認するとともに、各市町村の個別課題に対する助言を実施（※工程表：優先度の高い方について、5年間での全部策定を目指し、個別避難計画作成工程表を県独自に作成、年1回の調査に基づき更新）
愛媛県	○ 他の都道府県における先進事例や計画作成状況、市町村への支援の取組状況を、県・市町連携ワーキンググループ等を通じて県内市町に共有するなど、計画作成支援の取組を継続 ※各市町が単独で計画作成の取組に有効な新たな施策を検討することは、人員体制から困難な場合もあるため、県が各市町の避難行動要支援者に関する施策の状況や課題等を積極的に情報収集し、県・市町担当者によるWGにおいて共有・検討
福岡県	○ 個別避難計画作成促進事業（市町村と一緒に支援者の候補者の確保、庁内外の防災・福祉・保健などの関係者が連携する協議会などの場の設置、計画作成の手順書の作成などを実施）
大分県	○ 個別避難計画を作成する市町村の後方支援をするための「個別避難計画作成コーディネータ」を大分県社会福祉協議会に2名配置

（8）指針、手引き、マニュアル、事例集などで取組の目安や例を示す

（取組事例）

北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 胆振東部地震に伴う災害対策の検証結果や、多発する大規模災害に対する国の災害対策の動向等も踏まえながら、市町村や関係機関・団体などの地域支援に携わる関係者による要配慮者への災害時の支援対策がより実効性の高いものとなるよう、「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き【改定版】」（平成26年3月（令和5年5月改定））の見直しを実施し、ウェブサイト等を通じて提供</li> </ul>
青森県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小児在宅支援センターによる個別避難計画の様式例や記載例の提示</li> <li>○ 「青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー活動事例集」において圏域アドバイザーによる個別避難計画に係る取組への参画や支援の取組を取り上げ</li> </ul>
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（令和6年3月改定）を作成し、ウェブサイト等を通じて提供</li> <li>○ 「要配慮者情報提供事務処理」を定め、市町村が作成する避難行動要支援者名簿又は個別避難計画に関して、難病患者等の要配慮者情報が必要な場合、災害対策基本法に基づき、県から市町村に対し情報提供を実施（様式、記載例、事務処理フローを整備）</li> </ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村向け執務参考資料「個別避難計画作成の標準的な流れ（一例）」を作成し、会議等での説明に用いるとともに、ウェブサイトを通じて提供</li> <li>○ 山形県では、県統一の「災害時個別避難計画（在宅人工呼吸器使用者用）」や「関係機関への情報提供に関する同意書」に関する様式例や、モデルケース「在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画（都市近郊版）」を提供するとともに、在宅人工呼吸器使用者のための個別避難計画の作成に関する知識や記入方法について示した「災害時個別避難計画（在宅人工呼吸器使用者用）作成の手引」を作成し、各保健所が市町村をバックアップし、個別避難計画を作成する取組を推進</li> </ul>
福島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「個別避難計画策定支援ツール」を三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社（MURC）との共同研究により作成し、ウェブサイト等を通じて提供</li> <li>○ 「避難行動要支援者の避難支援対策に関する手引き」（平成28年3月（令和4年3月改定））を作成し、ウェブサイト等を通じて提供</li> </ul>
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針」を策定（市町村が避難行動要支援者対策の実施にあたって参考にできるよう、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成等に関する指針を平成27年に策定し、充実した指針となるよう、隨時改定）</li> </ul>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「災害時要配慮者避難支援マニュアル【直接避難対策】」（令和5年3月）を作成し、ウェブサイト等を通じて提供（個別避難計画の様式例や要配慮者に対する福祉避難所への移送等を含む避難支援対応、福祉避難所の開設と直接避難者の受入れを含む運営手順をまとめているが、単に様式例や手順を整理するのみでなく、上記の課題に対処するための考え方や被災地での被災経験を踏まえた取組事例等を参考情報として、要配慮者の避難支援にあたる関係者が連携して対応する目標行動を示している。）</li> </ul>
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（令和4年3月）を作成し、ウェブサイト等を通じて提供（災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の範囲及び特性等を示した上で、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成など災害に備えた事前対策、発災後の対応について総論を示した上で、各論として当事者の特性に応じて説明）</li> </ul>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「区市町村における個別避難計画作成・活用の手引き」を作成（併せて、研修・啓発動画を作成）</li> <li>○ 「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を策定し、区市町村における災害時個別支援計画の作成を推進。</li> </ul>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 神奈川県が実施したモデル事業（モデル市町村：二宮町と真鶴町）での取組から見えてきた課題や工夫を整理し、個別避難計画作成の主体となる市町村が参考とするための「個別避難計画業務手順書（神奈川県版Step）」を作成し、ウェブサイト等を通じて市</li> </ul>

	町村に提供
岐阜県	○ 「災害時要配慮者支援マニュアル（第7版）」（令和4年3月）を平成14年4月に第1版を策定し、逐次、見直しや改訂を実施 ※位置づけ：①岐阜県地域防災計画の「要配慮者・避難行動要支援者対策」を具体化したもの、②各市町村等において災害時要配慮者支援を実施していく際のマニュアル、③各市町村等が災害時要配慮者支援マニュアル等を策定する際のガイドライン
愛知県	○ 市町村において、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、福祉避難所など、災害時における要配慮者の支援に取組む際に留意する事項や参考となる事項をまとめた「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」（令和4年3月） ※平成9年3月に「市町村災害弱者支援体制マニュアル」を策定して以来、逐次、見直しや改訂を実施 ※県内市町村の取組事例や、要配慮者の意見・要望を掲載
滋賀県	○ 個別避難計画の作成に必要な取組をまとめた「滋賀モデル」をスライドの形式で作成し、逐次、見直しや改訂を実施
大阪府	○ 政策企画部（防災企画課）において、「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」を作成し、随時更新し、関係者に提供 ○ 難病児者の個別避難計画作成について、四條畷保健所が市町村に対して伴走支援を実施した内容を取組集としてまとめた「医療的ケアのある難病児者の個別避難計画作成支援～市と連携した県型保健所の取組～」（令和6年3月）を作成し、ウェブサイト等を通じて関係者に提供
兵庫県	○ 「要配慮者支援避難行動要支援者の個別避難計画作成促進事例集（2023年度）～『誰一人取り残さない避難』に向けて～」を作成し、研修会などで活用 ○ 「在宅人工呼吸器装着難病患者個別災害対応マニュアル」を作成し、市町や関係者に活用されているところ
岡山県	○ 個別避難計画の記入方法や作成の進め方、様式例などを掲載した「個別避難計画作成マニュアル」（令和6年3月）を作成し、ウェブサイト等を通じて提供 ※マニュアル本編の他に、計画作成のポイントをまとめた概要版も作成
広島県	○ 個別避難計画を作成する際に実施すべき検討内容とその方法・手順、作成する際のポイントや、参考となる県内の先行事例などを示した「個別避難計画作成に関する理解と作成のためのガイドライン」（令和5年3月）を作成し、市町村に提供し、市町村で活用されているところ
徳島県	○ 「個別避難計画作成の手引」を令和4年度に作成し、市町村に提供し、市町村で活用されているところ
愛媛県	○ 文書実例集を令和3年度に作成し、市町村で活用されているところ
高知県	○ 災害時における要配慮者の避難支援にあたって、国の取組指針を参考とすることとあわせて、取組を進める際に参照するためのガイドラインとして「高知県 災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」（平成26年3月（令和4年1月改定））を策定し、市町村に提供し、活用されているところ
熊本県	○ 避難行動要支援者個別避難計画の実効性の更なる向上を推進することを目的に令和4年度にモデル事業（県の委託事業）を実施し、優良事例を創出し、事例集「避難行動要支援者の個別避難計画取組事例集」や紹介DVDを作成
鹿児島県	○ 市町村向けの、分かりやすくシンプルな手引き「個別避難計画スタートアップガイド」を作成しウェブサイトを通じて広く配布

（9）市町村の個別避難計画に係る取組を支援するための補助金その他の予算の確保に取り組む

#### （取組事例）

岩手県	○ 伴走型作成支援や沿岸市町村との意見交換に係る経費等を計上
栃木県	○ 地域防災力強化推進事業補助金の補助メニューの一つに、地区防災計画と個別計画が適切に連携し、避難の支援が図られるよう、福祉専門職などの指導を受けること等の取組を位置付け ※補助率1/2（限度額は1地区あたり8万円）
千葉県	○ 地域防災力充実・強化補助金の支援メニューの一つとして市町村の個別避難計画作成を支援 250,000千円 →個別避難計画の作成に向けた各種取組に要する経費を補助、補助対象：個別避難計画の作成に向けた検討会や計画作成に係る委託、補助率：1/2、補助上限額：5,000千円又は10,000千円）※以下の取組を含む場合、補助上限額10,000千円： ①災害対応に係るデジタル技術の導入、②個別避難計画の作成に向けた取組などの要配慮者対策、③自主防災組織等の訓練、研修、資機材整備などの自助・共助の充実に向けた取組、④避難所への非常用発電機等の導入
東京都	○ 区市町村が実施する効果的・効率的な計画作成の取組に対する財政支援（基準額5,000千円、補助率1/2）
岐阜県	○ 要電源在宅重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金において非常用電源装置等の整備及び購入経費の助成にかかる経費等を計上
三重県	○ 地域減災力強化推進補助金の中の一部メニューにて支援
鳥取県	○ 市町村等による個別避難計画作成支援（令和3年度～） 5千円/計画×10計画×19市町村 ○ 個別避難計画の作成に係る講師派遣事業 50千円/件×3市町村
香川県	○ 市町が実施する自助・共助の強化につながる取組を支援する「自助・共助対策促進事業」を創設し、個別避難計画策定の取組を、市町が事業を行う上での必須項目と位置づけ、策定に係る費用に対して補助
高知県	○ 福祉専門職等の参画に要する経費を財政支援（金額は事業費ベース、補助率1/2）【令和5年度県予算額 12,393千円】※高知県要配慮者避難支援対策事業費補助金 ・計画作成に関する経費 ア、同意取得1千円 イ、計画作成（更新）3千円 ウ、訓練支援3千円 ・計画作成や訓練により必要性が判明した資機材整備 100千円 ○ そのほか「高知県福祉難所指定促進等事業費補助金」により市町村が行う福祉避難所に係る物資や器材の整備、備蓄倉庫の購入設置、運営訓練等を支援

(10) 都道府県条例や条例に基づく指針などにおいて避難行動要支援者や個別避難計画に言及する

(取組事例)

岩手県	○ 令和3年5月の災害対策基本法の改正を受けて、令和3年7月に改正した「みんなで取り組む防災活動促進条例」（平成22年岩手県条例第49号）においては、自主防災組織等と市町村が連携した避難行動要支援者に対する「支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村に対し、法第49条の14第1項に規定する個別避難計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。」ことが定められており、岩手県においては、これに基づき個別避難計画に係る取組を推進
千葉県	○ 「千葉県防災基本条例」（平成25年条例第59号）において「県は、要配慮者の特性を踏まえ、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に対する支援、要配慮者又は要配慮者の家族等が主体的に行う防災対策の支援その他の必要な措置を行うものとする。」ことや「自主防災組織等は、避難行動要支援者の生命及び身体を守るために、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等（災害対策基本法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。」ことが定められており、避難行動要支援者名簿や個別避難計画についてもこれらの取組の一環として、その推進を図っている ○ 要配慮者に係る防災対策への支援等を定めている「千葉県防災基本条例」において「県

	は、毎年1回、この条例の施行の状況を千葉県防災会議に報告するとともに、これを公表するものとする。」ことが規定されていることから、県は市町村の個別避難計画に係る取組状況を把握し、県による支援の状況とともに、防災会議への報告と公表を実施
新潟県	○ 「新潟県防災基本条例」（令和3年新潟県条例第44号）において「知事は、県民、事業者及び自主防災組織等の防災に関する意識の高揚及び自発的な防災対策の取組の促進を図るため、防災に関する行動指針を作成するものとする。」ことを規定し、「防災に関する県民行動指針」（令和4年3月）において「地域社会全体で避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成に協力」することを要請し「市町村は、地域住民、自主防災組織等、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得ながら、在宅の避難行動要支援者の「個別避難計画」を作成」することを定め、県の個別避難計画などに係る取組を説明
兵庫県	○ 「ひょうご防災減災推進条例」（平成17年兵庫県条例第42号）において、市町は、防災減災の取組を推進するため、指定避難所の指定及び整備、個別避難計画の作成などに取り組むことを、県においては市町村の取組を支援することを規定
奈良県	○ 奈良県は、令和3年5月の災害対策基本法の改正を受けて、令和3年7月に「奈良県地域防災活動推進条例」（平成26年奈良県条例第59号）を改正し、個別避難計画について「県は、市町村が行う法第49条の14第1項の規定による個別避難計画の作成について、必要な支援を行う」ことが規定されており、個別避難計画に係る取組を推進
香川県	○ 香川県は、令和3年5月の災害対策基本法の改正を受けて、令和3年10月に「香川県防災対策基本条例」（平成18年香川県条例第57号）を改正し、市町に対して「避難行動要支援者の把握及び個別避難計画（法第49条の14第1項に規定する個別避難計画をいう。）の作成に努め、自主防災組織及び関係機関と連携して、避難行動要支援者の支援を行うための体制を整備するものとする。」ことが規定されており、個別避難計画に係る取組を推進（同条例においては「市町を支援するとともに、市町及び関係機関と連携」することを県の役割として規定）

(11) 都道府県の定める総合計画、地域防災計画、障害者計画、地域福祉支援計画などにおいて個別避難計画に言及する

(取組事例)

北海道 ～沖縄県	○ 防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成しており、また、每年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときには修正
岩手県	○ 県の総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」に係る第2期アクションプランである「政策推進プラン（令和5年度～令和8年度）」において「高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への避難支援が迅速かつ的確に行われるよう、市町村における個別避難計画や要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を支援」することを定めるとともに、避難行動要支援者の個別避難計画を作成している市町村数を目標として位置付け ○ 「第4期岩手県地域福祉支援計画」（令和6年3月）において「市町村が避難行動要支援者への避難支援を迅速かつ的確に行うことができるよう、避難行動要支援者名簿の作成・更新、避難支援等を行うための個別避難計画の作成、福祉避難所の指定や運営体制の充実など、市町村における避難行動要支援者の避難支援の取組を更に促進」と「市町村防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じ、要配慮者の状況や意向を踏まえて事前に福祉避難所ごとの受入調整を行うなど、指定施設への直接避難も含めて災害発生時の円滑な避難が促進されるよう体制を整備」することを定め、福祉分野との協働を図り個別避難計画に係る取組を推進

栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「栃木県地震減災行動計画」（令和5年4月）において、避難行動要支援者名簿と個別避難計画を地震減災行動計画における取り組むべき減災対策に位置づけ、「市町が取り組む、避難行動要支援者にかかる避難行動要支援者個別避難計画の作成について支援を行う。」ことなどを定め、個別避難計画に係る取組を推進</li> </ul>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「神奈川県水防災戦略」（令和5年3月）において「災害のリスクが高まった際に要配慮者が円滑に避難できるよう、市町村による避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の取組みに対して、財政面や、好事例の紹介、助言等による技術面からの支援に努める。」ことを定め、個別避難計画など避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組を推進</li> <li>○ 「神奈川県地域福祉支援計画」（令和5年4月）において「個別避難計画の作成については十分に進んでいない状況」との状況を説明した上で「県では、市町村の計画作成に係る課題等を伺いながら、計画作成を支援」していくことを定め、福祉分野との協働を図り、個別避難計画など避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組を推進</li> <li>○ 「神奈川県地域福祉支援計画」（令和5年4月）に取組事例として、愛川町で実施された個別避難計画に基づいた訓練を紹介し、取組を推進</li> <li>○ 「かながわ障がい者計画」（平成31年3月）において「災害発生時に配慮が必要な障がい者等に対応するため、「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」を活用して、市町村における避難行動要支援者名簿や個別計画の策定、福祉避難所の指定など、要配慮者への取組みを支援」することを定め、障害者施策との協働を図り、個別避難計画など避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組を推進</li> </ul>
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「山梨県流域治水対策推進基本方針」（令和3年6月）において「市町村は、高齢者や障害者などを要配慮者の円滑かつ迅速な避難を図る必要があるため、個別避難計画を作成するとともに、要配慮者利用施設が作成する避難確保計画の作成を促進する。」ことを定め、個別避難計画の作成支援などの取組を推進</li> <li>○ 山梨県、甲府市、笛吹市等で構成する濁川流域治水検討会において策定された「流域治水対策アクションプラン【濁川流域】」（令和6年2月）において「個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者のうち作成についての同意をした人に対し、福祉専門職や地域の避難支援等関係者の協力を得ながら、一人一人に適した実効性のある計画の作成作業に着手していく。」ことを定め、個別避難計画作成支援など避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組を推進</li> </ul>
長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合計画である「しあわせ信州創造プラン3.0～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～」においては、「災害時住民支え合いマップの成果を活かした、市町村における個別避難計画作成の推進及び防災を学ぶ信州防災アプリの活用等により、災害弱者をはじめ県民の適切な避難行動を支援」することを定めるとともに、個別避難計画を作成している市町村の割合を達成目標の一つに設定</li> </ul>
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第2期岐阜県強靭化計画（令和2年度～6年度）」（令和2年3月）において「一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組みなどの優良事例集を示すなどにより、避難支援を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定が進むよう市町村を支援する。」ことを定め、個別避難計画に係る取組を推進</li> <li>○ 「岐阜県強靭化計画アクションプラン2023」（令和5年3月）において「避難行動要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みが進むよう市町村を支援する。」ことや「令和3年の災害対策基本法の改正により市町村の努力義務となった個別避難計画の作成が進むよう各種会議や研修会等での周知・啓発、ヒアリングの実施、取組事例の共有などの支援を実施する。」こと、また、重度障がい児者に対する災害時等</li> </ul>

	<p>支援ネットワークの構築、福祉避難所の充実強化、見守りネットワーク活動の推進などについて定め、関連施策との相乗を図りつつ、個別避難計画に係る取組を推進</p>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第5期大阪府地域福祉支援計画」（令和6年3月）において、市町村における避難行動要支援者名簿の活用や更新、個別避難計画の策定等の取組みが促進されるよう、避難行動要支援者に係る実務研修の実施や必要に応じて助言・情報提供等のサポートの実施や、特に災害リスクが高いエリアに居住されている住民について、災害対策基本法改正から概ね5年（令和8（2026）年）以内の個別避難計画の作成をめざすための市町村の支援を実施。</li> <li>○ 「第5次大阪府障がい者計画」（令和3年3月（令和6年3月改定））において、自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。市町村に対する防災研修や意見交換会を共同で実施するなど、関係部局が連携し、一丸となって災害対策に取り組むことができるネットワーク及び支援体制の強化を図ります。</li> </ul>
島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「島根県国土強靭化計画」（平成28年3月策定（令和4年3月改訂））において「市町村による避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。」こと、「市町村による避難行動要支援者に配慮した避難計画等の策定を支援する必要がある。」ことや「災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。」ことを定め、個別避難計画など避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組を推進</li> <li>○ 「島根県地震・津波防災戦略【第2次改訂版】」（令和4年3月）において「避難行動要支援者の避難支援が円滑に行われるよう、市町村の避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、個別避難計画の策定及び、実効性のある避難支援がなされるよう要配慮者を含めた防災訓練の実施を促進」することを定め、個別避難計画など避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組を推進</li> </ul>
高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第3期高知県地域福祉支援計画」（令和2年4月）において「避難行動要支援者の個別計画の早期作成に向けて、補助制度により、市町村の取り組みを支援」すること、「令和元年度に沿岸5地区をモデル地区に選定し、防災部署と福祉部署が連携して実施した個別計画作成の取り組みから得られたノウハウを他の地域へ横展開」すること、「ケアマネジャーや相談支援専門員など、日ごろから要配慮者との関係を築けている専門家との連携を強化し、同意取得の促進や状態に応じた個別計画の作成を支援」することや「福祉避難所として指定可能な施設の掘り起こしや、補助制度の活用により市町村の福祉避難所指定及び物資・器材等の整備を支援」することを定め、福祉分野との協働を図り個別避難計画に係る取組を推進</li> <li>○ 「第3期高知県障害者計画」（令和5年3月）において「災害発生時に迅速に避難支援等を行うための市町村による避難行動要支援者名簿の更新や障害特性に応じた個別避難計画の作成の促進等による避難支援体制の構築」をすることを定め、障害者施策との協働を図り、個別避難計画など避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組を推進</li> <li>○ 「高知県南海トラフ地震対策行動計画（第5期）」（令和4年3月）において「市町村における個別避難計画の実効性を高めるための訓練などの取組及び作成への支援」を図ることを定め、「L2津波浸水想定区域における同意取得者（優先度が高い方）の個別避難計画作成率80%」を目標として、個別避難計画など避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組を推進 ※L2津波：住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」（「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下にお</li> </ul>

	<p>いて発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したもの）</p>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県総合計画「チェンジ＆チャレンジ2025」において、災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制を整備することを定めており、避難行動要支援者の個別避難計画の策定済み率を指標（目標値）として位置付け</li> <li>○ 「長崎県障害者基本計画（第5次）」（令和6年3月）において「特に要支援者個人ごとに避難場所や経路、避難支援者などを定めた個別避難計画の策定について、先進事例の紹介や情報共有を図りながら市及び町に働きかけ、より実効性のある要支援者への災害時の支援対策の取組を推進」することを定め、障害者施策との協働を図り個別避難計画に係る取組を推進</li> <li>○ 各保健所が、毎年度、当該年度の事業の計画を明らかにする事業概要において、難病患者、医療的ケア児などに係る個別避難計画作成への参画などを定めている</li> </ul>

**(12) 総合防災訓練等の機会を捉えた個別避難計画の検証の機会を提供する等により避難の実効性を確保する取組を支援する**

**(取組事例)**

北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村に対する個別支援を通じて実施した避難訓練の模様を撮影した普及啓発動画を道内市町村間で共有</li> <li>○ 道総合防災訓練（前期）における訓練項目として車いす使用者など高齢者等避難行動要支援者の避難を支援する住民避難訓練を実施</li> </ul>
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岩手県立大学（防災復興支援センター）においては、避難訓練アドバイザーの派遣、避難訓練ボランティア学生の派遣、訓練当日の各種機材の貸出・デモの実施などを通じて個別避難計画に基づく避難訓練や福祉避難所の開設運営訓練の実施を支援</li> </ul>
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県と市町村が共催で訓練を実施し、避難行動要支援者に係る訓練を実施</li> <li>○ 県内全市町村の「洪水からの避難訓練」をウェブサイトで紹介 ※茨城県内市町村が実施した洪水からの避難訓練について</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合防災訓練の開催地である関川村において、同村で初となる支援者が同伴しての避難行動要支援者に係る避難訓練を実施し、その実施内容や体験を踏まえて逆引き的に個別避難計画を作成</li> </ul>
石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別避難計画の作成に未着手の4市町のうち、令和5年度石川県防災総合訓練の開催地である能登町の「石井地区」において、同年9月に個別避難計画を作成した避難行動要支援者の参加を得て、同訓練の中で計画を活用した避難訓練と振り返りを実施</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳥取県、鳥取大学医学部付属病院、日吉津村・日吉津村社会福祉協議会、フィリップス・ジャパンが協働して医療的ケア児に係る避難訓練を実施</li> </ul>
島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県総合防災訓練における訓練項目として避難情報発令に伴い避難行動要支援者を指定避難所等に避難誘導する訓練を実施（当事者と家族、安来市身障者福祉協会、県視覚障害者福祉協会（盲導犬）が参画）</li> <li>○ 補助犬を同伴する身体障害者に係る訓練や展示を実施（令和3年度：孤立地域の視覚障害者及び盲導犬をヘリコプターによるホイストにより救助、令和4年度：盲導犬との同伴避難訓練の実施、令和5年度：公益財団法人日本盲導犬協会（島根あさひ訓練センター）によるパネル展示）</li> </ul>
広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別避難計画に基づく避難訓練プログラム教材を令和4年度に作成し、提供（使い方の説明動画あり）</li> </ul>
高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訓練で使用する資機材の貸出制度開始（担架、車椅子、車椅子引っ張り器具 等）</li> </ul>
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別避難計画作成促進事業（市町村による個別避難計画の実効性を確保するための避難訓練の実施等を支援）（令和4年度～）</li> </ul>

鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「鹿児島県地域福祉支援計画」（令和6年3月）において「避難行動要支援者等の要配慮者も参加した県総合防災訓練等を実施」することを定め、避難訓練の実施を推進</li> <li>○ 県総合防災訓練において地震が発生したことにより、家屋が半壊状態となり、停電して自宅で過ごせなくなった避難行動要支援者（難病患者）を、関係機関が協力して避難所まで搬送する訓練を実施</li> </ul>
------	---

#### ＜都道府県としての取組＞

##### （1）都道府県庁内での連携を図る

###### ①防災、福祉、保健、教育委員会など関係する部局や課室との協力や連携に取り組む

###### （取組事例）

北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村に対する個別避難計画に係る通知等は、防災部局と保健福祉部局の連名により発出</li> <li>○ 市町村向けの全体研修会の実施に当たっては、防災部局と保健福祉部局が共同で開催</li> </ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災くらし安心部（防災危機管理課）と健康福祉部（健康福祉企画課、地域福祉推進課、高齢者支援課）が共同で個別避難計画に係る取組を推進</li> <li>○ 災害時要配慮者避難体制構築推進協議会への福祉専門職団体の参加にあたっては、健康福祉部地域福祉推進課から働きかけを実施</li> </ul>
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別避難計画を推進している群馬県避難ビジョンの実現に向け、県、市町村、関係団体等が機動的、効果的に連携、協力して実行するための枠組みとして「群馬避難総合対策チーム」を設置 ※同チームに参加の庁内関係課：デジタルトランスフォーメーション戦略課、危機管理課、生活こども課 男女共同参画室、健康福祉課、地域福祉課、介護高齢課、河川課水害対策室、砂防課</li> <li>○ 「群馬避難総合対策チーム」の専門チーム会議の一つとして個別避難計画を設置 ※構成：市町村、県関係課（危機管理課、感染症・疾病対策課、地域福祉課、介護高齢課、障害政策課）、関係機関（社会福祉法人群馬県社会福祉協議会）</li> </ul>
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度から防災部門と福祉部門同席でヒアリングを実施</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村に対する個別避難計画に係る通知等は、防災部局と福祉部局の連名により発出</li> <li>○ 市町村向けの全体研修会の実施に当たっては、防災部局と福祉部局が共同で開催</li> <li>○ 政策企画部（防災企画課）と健康医療部（四條畷保健所、地域保健課）が共同し、四條畷保健所管内市町村と連携して難病児者（人工呼吸器装着または気管切開必要）の個別避難計画作成の取組を推進</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危機管理部及び健康福祉部の共管としてモデル事業などの個別避難計画作成の取組を推進</li> <li>○ 府庁内の難病関係担当課等と打合せを実施（災害対策課、健康福祉総務課、健康対策課、障害者支援課、子ども・青少年総合対策室）</li> </ul>
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健福祉部（保健福祉政策課）、危機管理環境部（とくしまゼロ作戦課）、保健福祉部東部保健福祉局（徳島保健所）が協働してモデル事業などの個別避難計画作成の取組を推進</li> </ul>
高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「高知県南海トラフ地震対策推進本部」において、「高知県南海トラフ地震対策行動計画」における重点的に取り組む課題に関する進捗と課題を共有する際に、個別避難計画に係る取組の状況を共有 ※推進本部会議：知事、副知事、危機管理部長、総合企画部長、総務部長、健康政策部長、子ども・福祉政策部長、土木部長、教育長、警察本部長、各地域防災企画監 など</li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉保健部（福祉保健課）、危機管理部（防災企画課）、県民生活環境部（男女参画・女性活躍推進室）、教育庁特別支援教育課、福祉保健部（長寿社会課、障害福祉課、こども政策局こども家庭課）、各県保健所、県内市町が協働して個別避難計画作成の取組を推進</li> </ul>

鹿児島県	○ 危機管理防災局（災害対策課）が、くらし保健福祉部（健康増進課、子ども家庭課、高齢者生き生き推進課）との協働で、管内市町村と連携して、手引きを作成し、個別避難計画作成の取組を促進
沖縄県	○ 子ども生活福祉部（福祉政策課）と知事公室（防災危機管理課）が共同し、管内市町村や市町村社会福祉協議会と協働してモデル事業などの個別避難計画作成の取組を推進

②支庁や地方事務所、保健所その他の行政機関、特別支援学校その他の学校などとの協力や連携に取り組む

(取組事例)

北海道	○ 総合振興局・振興局や保健所の協力を得て伴走支援を実施（総合振興局・振興局や保健所は、平時からの支援のほか、個別訪問時には本庁職員と共に同席の上、対応）
新潟県	○ 「加治川・胎内川周辺地域における減災対策協議会」において、個別避難計画に係る新発田市の取組を紹介 ※構成：流域市町、広域事務組合消防本部、新潟地方気象台、県地域振興局、地方整備局河川事務所・河川国道事務所、国土木部河川管理課、土地改良区（オブ）
福井県	○ 「福井県管理河川 嶺北ブロック・嶺南ブロック減災対策協議」及び「福井県管理河川 嶺北・嶺南ブロック減災対策協議会」において、福井市、越前市、鯖江市、永平寺町、若狭町における個別避難計画の作成や、要配慮者避難訓練など取組を共有 ※令和5年6月9日開催、令和6年3月18日開催 ※構成：流域各市町、福井地方気象台、地方整備局河川国道事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所、国土木部・防災安全部・各土木事務所 ※オブザーバー：北陸電力、中部運輸局、西日本旅客鉄道、えちぜん鉄道、福井鉄道
滋賀県	○ 県全体で、個別避難計画作成の取組を推進するため、また、府内関係課や市町、医療団体、社会福祉協議会、福祉専門職団体、当事者団体等の関係団体等が情報交換を行えるプラットフォームを設置（参画している部局：知事公室防災危機管理局、健康医療福祉部、各保健所、土木交通部、教育委員会）
京都府	○ 難病等医療的ケアを要する方の計画作成を推進するため保健所等と連携を実施 ○ 統括保健師連絡会議で災害時の要配慮者対策について講演 ○ 各圏域の医療的ケア部会への参加、各保健所との打合せ、各保健所管内市町等意見交換会、各保健所難病対策地域協議会への参加
和歌山県	○ 「東牟婁地域等における大規模氾濫減災協議会」において、「東牟婁地域等の減災に係る取組方針（第2期）」（令和4年2月）を定め方針を共有するとともに、避難行動要支援者に係る訓練や、個別避難計画作成に係る取組事例を共有 ※構成：関係市町の長、近畿中国森林管理局和歌山森林管理署長、森林整備センター和歌山水源林整備事務所長、近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長、和歌山地方気象台長、和歌山県危機管理局長・農林水産政策局長・森林・林業局長・河川・下水道局長・都市住宅局長・西牟婁振興局長・東牟婁振興局長・県教育委員会教育総務局長・学校教育局長 ※オブザーバー：近畿地方整備局地域河川調整官、関西電力株式会社田辺水力センター所長代理 ※事務局：県土整備部河川・下水道局河川課、東牟婁振興局串本建設部串本建設部・新宮建設部
高知県	○ 「高知県南海トラフ地震対策推進本部」において、「高知県南海トラフ地震対策行動計画」における重点的に取り組む課題に関する進捗と課題を共有する際に、個別避難計画に係る取組の状況を共有 ※推進本部会議：知事、副知事、危機管理部長、総合企画部長、総務部長、健康政策部長、子ども・福祉政策部長、土木部長、教育長、警察本部長、各地域防災企画監 など ○ 県教育委員会特別支援教育課・学校安全対策課において「防災教育 活用事例集 在宅時において災害が発生した時に、児童生徒が自分の命を守る避難行動がとれるように～学校での防災教育の学びを、「個別の避難計画」に活用する～」を作成し、提供

**③医療的ケア児支援センター、都道府県自立支援協議会などとの協力や連携に取り組む  
(取組事例)**

北海道	○ 北海道小児等在宅医療連携拠点事業（通称YeLL）が開催している「YeLL実践検討会」の【シンポジウム】として「医療的ケア児の個別避難計画および避難訓練」を取り上げ ※令和5年第1回
青森県	○ 小児在宅支援センター職員の市町村における計画作成や訓練への支援 ○ 青森県障がい者自立支援協議会「医療的ケア児支援体制検討部会」において医療的ケア児に係る個別避難計画などに関する情報を共有 ※構成：支援団体、県医師会、医療機関（医師）、県看護協会、訪問看護ステーション連絡会、保健所、県市町村保健師活動協議会、県相談支援専門員等協会、県保育連合会、特別支援学校、関係団体、県庁：障がい課・医療薬務課・こどもみらい課、教育庁学校教育課
山形県	○ 国立大学法人山形大学医学部附属病院内に設置した山形県医療的ケア児等支援センター「にこすく」において医療的ケア児及びその家族が個々の心身の状況等に応じた適切な支援が受けられるよう、相談を受け、関係機関と連携し適切な支援につなげており、市町村と連携した個別避難計画作成に関して助言などの支援を実施
埼玉県	○ 埼玉県医療的ケア児等支援センター・地域センター「かけはし」では、各市町の医ケア児協議の場へ参加し個別避難計画について情報共有、意見交換を実施 ※狭山市、日高市など
愛知県	○ 県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会において、市町村における医療的ケア児・者にかかる個別避難計画の策定状況などを報告 ※構成員：保健、医療、障害福祉、保育、教育、当事者などの関係団体、研究者、県医療療育総合センター、市町村
鳥取県	○ 鳥取県地域自立支援協議会医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会において、個別避難計画や避難訓練の実施結果について情報を共有 ※令和5年2月22日 ※委員：県相談支援専門員協会、社会福祉施設、相談支援専門員、ソーシャルワーカー、市町村 ※オブザーバー：医療機関、県総合療育センター、支援団体、県看護協会、特別支援学校、PTA等 ※事務局：県教委（特別支援教育課）、知事部局（障がい福祉課、子ども発達支援課）
鹿児島県	○ 医療的ケア児の支援に係る関係者間で課題や支援策の協議、情報共有等を行う場として「鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会」を設けており、この場で、「個別避難計画の策定促進等」など、県が取り組む災害時における支援について関係者と情報共有することで、関係者が協働して医療的ケア児に対する支援を推進 ※構成：医師会、看護協会、医療機関、訪問看護ステーション協議会、小児在宅ケア・人工呼吸療法研究会、保健所長会、保健師長会、特別支援学校長会、教育委員会、相談支援ネットワーク会議、当事者団体、家族会、支援者団体、市町村など

**④連絡会議、勉強会、説明会などの情報共有や相談などをする場づくり  
(取組事例)**

宮城県	○ 県内の医療的ケア児者とそのご家族と県内の保健・医療・福祉・教育・子育て等の分野において医療的ケア児等の支援に携わる方々を構成員とする「宮城県医療的ケア児等支援検討会議」において個別避難計画の作成状況などを調査した「宮城県医療的ケア児者実態調査」の結果を共有
長野県	○ 「長野県医療的ケア児等支援連携推進会議」において、県の個別避難計画担当課から次年度における個別避難計画に関する取組について説明 ※令和6年2月15日に開催 ※構成：医療機関（県医師会推薦）、県看護協会、県薬剤師会、県立こども病院、県自立支援協議会、県保育連盟、特別支援学校、市町村担当課長、その他の関係団体や関係機関 ※事務局（県庁）：県民の学び支援課、世代サポート課、こども・家庭課、医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、保健・疾病対策課、労働雇用課、教育委員会（義務教育課、保健厚生課）、

県医療的ケア児等支援センター	
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関が連携し災害時に有効な支援体制を整備することを目的として「岐阜県要電源重度障がい児者災害時等支援体制ネットワーク会議」を開催 ※構成：医師会、医療機関、訪問看護、電気事業者、医療機器関係企業、支援機関、当事者団体、市町村、県庁関係課（防災課、医療整備課、医療福祉連携推進課）</li> <li>○ 要電源重度障がい児者の災害時等支援に関する市町村担当部局の参加を得て、好事例等の情報を共有することなどを行うことにより、県内市町村の要電源重度障がい児者の把握や災害時支援等体制の整備の促進を図ることを目的として「要電源重度障がい児者の災害時等支援に係る市町村会議」を開催 ※構成機関：市町村、県庁関係課（防災課、医療整備課、医療福祉連携推進課）</li> </ul>
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県全体で、個別避難計画作成の取組を推進するため、また、府内関係課や市町、医療団体、社会福祉協議会、福祉専門職団体、当事者団体等の関係団体等が情報交換を行えるプラットフォームを設置（参画している部局：知事公室防災危機管理局、健康医療福祉部、各保健所、土木交通部、教育委員会）</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 府庁内の難病関係担当課等と打合せを実施（災害対策課、健康福祉総務課、健康対策課、障害者支援課、子ども・青少年総合対策室）</li> <li>○ 市町村担当者、保健所担当者、本府関係課、福祉関係団体等を対象とした情報共有会を実施</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 四條畷保健所において、個別避難計画作成の促進を図ることを目的として、「四條畷保健所管内三市合同会議」を開催 ※構成機関：府庁関係課（防災企画課、地域保健課）職員、管内3市（四條畷市、交野市、大東市）防災・福祉両部局職員</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県庁内の防災・福祉・保健部局が参加する「避難行動要支援者対策連絡会議」を設置</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ くらし保健福祉部等府内関係課と府内情報連絡会を開催</li> </ul>

**(2) 都道府県職員が市町村の取組に陪席等して取組の経験を得るとともに、現場の課題やノウハウを知る**

**(取組事例)**

山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モデル事業において、県内の団体（朝日町、大江町、尾花沢市、新庄市、大蔵村、小国町、飯豊町、酒田市、遊佐町）と協働して取組を進めることを通じて、関係者の受け止め、温度感、課題などの計画作成の現場における実情を把握</li> </ul>
福島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モデル事業において、県内の団体（川俣町など）と協働して取組を進めることを通じて、関係者の受け止め、温度感、地区防災計画との連携における課題などの計画作成の現場における実情を把握</li> </ul>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モデル事業において、江戸川区と協働して取組を進めることを通じて、都内の区市町村と共有するべきノウハウや、課題解決のための取組事例を把握</li> </ul>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モデル団体（真鶴町、二宮町）において個別避難計画作成地域調整会議を開催などして計画を作成し、避難訓練を通じて見直しを実施（県職員が参画したほか、県内の先行団体である川崎市の相談支援専門員も県からの依頼によりアドバイザーとして参画）</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合防災訓練の開催地である関川村における個別避難計画作成の取組に参画（事前の地域への説明や避難行動要支援者への働きかけなど）</li> </ul>
長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モデル事業において、松川村が実施した地域住民への説明会等に参加し、作成主体の村や地域住民が感じる課題や具体的な作成方法を把握。また、そのノウハウを他市町村へ情報提供し、市町村支援を実施</li> </ul>
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県職員が管内自治体の地域調整会議に陪席</li> </ul>

愛知県	○ モデル団体（美浜町）が実施する事業計画説明会及び意見交換会等への参画を通じて、美浜町と顔が見える関係づくりを行うとともに、進捗状況や課題を県と町でお互いに確認し把握し、必要に応じて課題に対応した事例の提供や助言を県が実施
奈良県	○ モデル団体が実施する計画作成に係る打合せや会議の一部に県職員が出席し、市町村職員の実感や現場の実情を把握
徳島県	○ 難病患者の個別避難計画の作成に県職員が参画（令和3年度） ※内閣府モデル事業
熊本県	○ 県医療的ケア児支援センターの職員による市町村の人工呼吸器装着者の避難訓練への参画、個別避難計画や訓練に関する打合せへの出席、ウェブサイトを通じた情報発信を実施

（3）都道府県職員向けの研修の時間割に個別避難計画等に関する内容を加える

（取組事例）

島根県	○ 県・市町村行政職員、福祉事業者、自主防災組織、民生委員等を対象とする研修会を開催
-----	--

（4）難病や小児慢性特定疾患の患者、医療的ケア児者を担当している職員が計画づくりや避難訓練等に参画する

（取組事例）

青森県	○ 小児在宅支援センター職員の市町村における計画作成や訓練への支援
岩手県	○ 一関市個別避難計画作成に係るキックオフ会に医療的ケア児支援センター職員が参加 ○ 個別避難計画作成に係る市町村担当者研修会に医療的ケア児支援センター職員が参加
新潟県	○ 新潟県では、常時人工呼吸器装着の患者さんを対象に災害時個別支援計画を作成し、実効性を確認するため災害時避難訓練を実施（参加者：患者・家族、主治医、避難先病院、訪問看護、介護支援専門員、訪問介護、重度訪問介護、福祉用具事業所、人工呼吸器メーカー、市役所、消防本部・分署、県（保健所））
岐阜県	○ 個別避難計画の作成に係る市町村支援チーム（岐阜県健康福祉部保健医療課長）が各市町村長に対し「人工呼吸器を装着した難病患者の個別避難計画作成支援に関する取組について（依頼）」（令和4年7月7日付け保医第450号）を発出 ※依頼内容：市町村における個別避難計画作成等への保健所の参画
大阪府	○ 難病患者の計画作成が進むよう、四條畷保健所が管内市町村に対し、計画作成に係る伴走支援を実施。
鳥取県	○ 鳥取県、鳥取大学医学部付属病院、日吉津村・日吉津村社会福祉協議会、フィリップス・ジャパンが協働して医療的ケア児に係る避難訓練を実施
徳島県	○ 難病患者の個別避難計画を作成（令和3年度） ※内閣府モデル事業
愛媛県	○ 難病患者の計画作成に係る保健所と市町の連携モデルの構築を取り組む
熊本県	○ 県医療的ケア児支援センターの職員による市町村の人工呼吸器装着者の避難訓練への参画、個別避難計画や訓練に関する打合せへの出席、ウェブサイトを通じた情報発信を実施 <a href="https://kumamoto-children.net/2024/05/17/4706/">https://kumamoto-children.net/2024/05/17/4706/</a> <a href="https://kumamoto-children.net/2023/11/26/3901/">https://kumamoto-children.net/2023/11/26/3901/</a>
鹿児島県	○ 薩摩川内市社会福祉協議会と薩摩川内市が共催した電源を必要とする医療機器を利用する医療的ケア者の避難訓練に県保健所、県難病相談支援センター、県障害福祉課・災害対策課が参画 ○ 患者会や家族会などの当事者団体等が実施する避難訓練などの行事に参加し、意見交換などを実施

## 今後の取組の方向性

災害対策基本法において、都道府県は、その区域内の市町村が処理する防災に関する事務等の実施を助ける責務を有することとされている。

個別避難計画は災害対策基本法において、市町村長が、作成するよう努めなければならぬとされていることから、個別避難計画に係る取組は、市町村が処理する防災に関する事務等にあたるものと考えられる。

このようなことから、市町村における個別避難計画に係る取組を都道府県が支援することについては、災害対策基本法の規定に基づいたものと考えられるところであり、市町村に対する支援を都道府県の事務として実施することについては、何に対しても憚る必要がないものである。

### (取組状況の把握)

- 都道府県が管内の市町村における個別避難計画に係る取組を支援する場合、管内の各市町村に対する支援の必要性、支援内容を検討することが必要となる。

このようなことから、都道府県においては、まずは、アンケート、ヒアリング、訪問、会議などの取組を通じて各市町村における取組の実情を把握した上で、取組の進捗状況や課題などを整理することが取組の前提として必要となる。

なお、都道府県が市町村に対してアンケート、ヒアリング、訪問などを行う場合、府内の防災、福祉、保健などの関係する部局や課室等の協力を得ることでより効果的、効率的なものとなる。この場合、関係する部局や課室等は、本庁に限定されるものではなく支庁や地方事務所、保健所その他の行政機関の協力を得て行うやり方がある。

### (府内外の関係者等との協働)

- 市町村における個別避難計画の作成は、防災、福祉、保健などの関係する部局や課室等が協力し、府外においても、本人や家族をはじめ、自治会や自主防災組織、ケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員、市町村社会福祉協議会、福祉事業者、保健所、訪問看護ステーション、患者会、家族会、支援者団体、障害者団体などの関係者や関係事業者等の協力を得ることが、実効性のある個別避難計画の作成のためには重要である。

市町村において、このような府内の関係する部局や課室等、そして、府外の関係者や関係事業者等の協力を得て取組を進めるためには、府内外の関係者等に働きかけを行うことが必要となるが、個々の市町村ごとにこのような働きかけを行うことは必ずしも効率的ではない。

また、府外の関係者や関係事業者等は、都道府県単位で団体を設置している場合もあり、市町村が働きかけを行った場合、当該団体は、都道府県内の各市町村から、それぞれ同趣旨の内容の働きかけを受けることになるため、個々の市町村ごとにこのような働きかけを行うことは必ずしも効率的ではない。

これらのようなことから、個々の市町村ごとに府内外の個別避難計画に係る関係者等に対して、働きかけを行うのではなく、都道府県が府内外の関係者等に対して働きかけを行うことは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

- 市役所や町村役場において府内の防災、福祉、保健などの関係する部局や課室等の協力を得て、府内連携の実現が図られるよう都道府県が働きかけを行う場合、都道府県の防災担当課が分野の異なる市町村の福祉や保健などの担当課に対して働きかけるよりも、都道府県の防災、福祉、保健など、それぞれの担当課から、市町村のそれぞれの担当課に対して働きかけを行うことが効率的であり、効果的である。

また、府外の防災、福祉、保健などの関係者や関係事業者等の協力を得て、府外連携の実現が図られるよう都道府県が働きかけを行う場合、都道府県の防災担当課が、都道府県単位で設置されたケアマネジャーや相談支援専門員の団体、保健師の団体、訪問看護ステーションの団体、医師会などの福祉、保健、看護、医療などの関係する団体に働きかけるよりも、都道府県の防災、福祉、保健、看護、医療など、それぞれの担当課から、それぞれの分野や職種において都道府県単位で設置された団体に対して働きかけを行うことが効率的であり、効果的である。

これらのようなことから、個別避難計画に係る市町村支援の実施にあたっては、前提として、都道府県府内の防災、福祉、保健などの個別避難計画に係る各担当課の間で連携が図られていることが必要となるため、まずは、府内の関係各課の協力が得られるよう、災害被害の切迫性について説明し、個別避難計画の必要性について理解を得ることが必要となる。具体的には、繰り返し足を運び、顔の見える関係づくりを図り、打合せや連絡会議など情報共有、意見交換、ネットワークづくりになどに役立つ場づくりを行い、継続的な取組が可能となるよう、要綱などにより文書化するなど、枠組み・仕組みづくりに取り組むことが有効である。

なお、このような場づくりについては、新たな場を設けるのではなく、既存の仕組みや枠組みを活用するやり方があることに留意が必要である。また、都道府県府内の連携は、本庁の職員に限定されるものではなく支庁や地方事務所、保健所その他の行政機関の職員その他の者などの協力を得ることでよりきめ細やかな協働につながる。

#### (普及啓発の実施)

- 個別避難計画が1件も作成されていない市町村、また、作成していても、試行的な取組や少数にとどまっている市町村が少なくない。このような市町村では、個別避難計画の取組が浸透していないことから計画づくりに関する働きかけがあった場合に、避難行動要支援者や関係者が、個別避難計画の必要性を理解することや、自分ごととして受け止めるまでに時間を要する場合がある。

個別避難計画は地域防災計画の定めるところにより作成するものとされていることか

ら、市町村ごとに地域の実情に即したかたちで、仕組みや枠組み、手順や段取り、規則や要綱などの各種の規程、協力団体等との協定や契約のひな形、記入様式や記入例などが整備され、取り組まれている。

これらのようなことから、個別避難計画に関する普及啓発に関しては、一義的には市町村において実施することが適当であると考えられるが、個別避難計画に係る取組が住民にとって身近なものとなっていない場合や、仕組みづくりが十分に進んでいない場合など、市町村による普及啓発が困難である等の場合には、都道府県による普及啓発が必要となる。

また、避難行動要支援者のうち、都道府県が医療や保健などの観点において平素から支援を受けている難病患者、小児慢性特定疾病児、医療的ケア児などの避難行動要支援者に係る個別避難計画に関しては、平素からの関係性があることから、都道府県による普及啓発が効果的である。同様に都道府県において、平素からつながりがある個別避難計画に係る関係者に対しては、都道府県による普及啓発が効果的である。

普及啓発を行う広報手段に関して、都道府県においては、テレビ・ラジオの広報番組、広報紙、XやYouTubeチャンネルなどのSNSなど、各種の広報手段を有しており、また、普及啓発を行う機会に関して、都道府県においては、防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティアの週間などにおける各種の行事、総合防災訓練、水防訓練など各種の訓練における展示など多様な機会<sup>\*</sup>を有していることから、都道府県は効果的に普及啓発を実施することが可能である。

※過去に管内で発生した大規模な災害の経験や教訓を継承し、次の災害への備えを促す行事などもある

以上のことから、個別避難計画や避難行動要支援者に係る避難支援等に関する普及啓発を、都道府県が有する各種の広報手段を用いて、防災の日などの各種の機会を捉えて行うこととは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として必要であり、かつ、有効である。

(説明、研修、体験その他の知る機会の提供)

- 個別避難計画に係るのは、本人や家族をはじめ、自治会や自主防災組織、ケアマネジャーや相談支援専門員、民生委員、市町村社会福祉協議会、福祉事業者、保健所、訪問看護ステーション等の関係者や関係事業者、庁内の防災、福祉、保健等の関係する部局や課室等、事務所、保健所などの行政機関などが挙げられる。

これらの関係者等の協力を得て、個別避難計画の作成を進め、避難訓練等を実施して実効性の確保を図り、災害が発生した際に避難支援等関係者等の協力を得て避難支援等を実施するためには、関係者等が、ハザードマップや避難情報などの災害や防災に関すること、障害や難病などの避難行動要支援者に関すること、介護、福祉、保健、医療などの観点において平素から行われている支援に関すること、個別避難計画を作成する手順や段取り、計画の実行などについて説明や研修などを通じて学ぶ機会や、ワークショップなどを通じて体験する機会、また、先行して個別避難計画に取り組む市町村職員などの関係者

から経験をお聞きするなどの機会を提供することが必要である。

このような機会の提供を市町村ごとに行う場合、市町村の数と同じ回数だけ行うことにもなる一方、都道府県が行う場合、市町村の数と同じ回数だけ行う必要はなく圏域ごとに集約して行いコストを縮減することが可能となる。さらに、職種などの対象者ごと、あるいは、季節ごとに開催する等、きめ細やかな対応が可能となる。また、市町村ごとに行う場合、市町村において実施する回数は1回又は少数とならざるをえなく、経験やノウハウの蓄積が十分に図られず、この面からも、都道府県による実施は効果的である。

これらのようなことから、説明会の開催、研修の実施、ワークショップを通じた体験その他の知る機会の提供について、個々の市町村ごとに行うのではなく、都道府県が一括してこのような機会の提供を行うことは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

なお、都道府県が研修等を実施する場合、国や公益法人の研修に関する事業を活用するやり方がある。

#### (情報の収集や展開)

- 市町村が個別避難計画に係る取組を進める中で、関係者等との連携、優先度の検討、福祉専門職への経費支払、福祉避難所への直接避難、避難訓練の実施など、様々な課題が現れ、解決のための取組を実施することが必要となる。このような場合、先行している団体の取組の中に参考となるものがある場合があるが、個々の市町村ごとに情報を収集した場合、当該情報は収集した市町村においてのみ活用されることとなり、その効果は当該市町村にとどまる。

一方、都道府県において情報を収集した場合、当該情報を管内の市町村と共有されることとなり、その効果は、管内の全ての市町村に及ぶこととなる。

また、都道府県は、全国の都道府県や国、また、民間の事業者や団体などとのつながりを介し、全国の市町村の情報、そのほか民間が提供するシステムや保険などの情報を収集し、提供することが可能である。

これらのようなことから、個々の市町村ごとに個別避難計画に係る取組に役立つ取組事例などの情報の収集を行うのではなく、都道府県において、計画に係る課題の把握や、計画に係る取組に役立つ取組事例などの情報を収集し、管内の市町村の課題などを踏まえて展開することは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

#### (市町村等の団体や機関の間における協力や連携などの場づくり)

- 個別避難計画は、取組を進め広げていく各段階において、また、避難行動要支援者ごと、関係者ごと、地域ごとに、日々、新たな困難に直面する。  
困難がある状況においても動機付けや推進力を失うことなく取組を継続し、また、課題の解決を図る上で、隨時、他の市町村と連絡を取り、情報や経験を共有し、一緒に考える

ことのできる関係があることが必要である。

このような関係を構築するため、個々の市町村ごとに相互に顔の見える関係づくりやネットワークづくりに取り組む場合、仮に、ある県内に 20 の市町村があれば各市町村は、20 の市町村がそれぞれに自ら以外の 19 市町村に働きかけを行うこととなる。一方、都道府県が一括して関係づくりを行う場を提供すれば、各市町村が個別に働きかける必要はなくなり、その効果は、管内の全ての市町村に及ぶこととなる。

また、このような場に、県外市町村や個別避難計画に関する団体を招いた場合、管内の全市町村と当該県外市町村や当該団体との関係づくりが行われることとなる。

これらのようなことから、個々の市町村ごとに関係の構築を行うのではなく、都道府県が市町村等の団体や機関の間における協力や連携などの場づくりを行うことは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

なお、このような場づくりに取り組む場合、既存の会議や研修などにおいて、名刺交換、グループワーク、意見交換、顔合わせなどの場を設定するやり方がある。

#### (研究者、実務者、各種の分野の専門職などの協力を得て連携を図る)

- 大学や各種調査研究機関等の研究者、他の都道府県の職員や各種の専門職などの協力を得ることで、このような方々が把握している取組事例や経験、また、専門的知見を踏まえた助言が得ることができ、また、エビデンスに基づいた客観的な判断、定量的な分析、科学的な思考に基づいた助言を得ることができることとなり、市町村においてより効率的・効果的な個別避難計画に係る取組につながることから、研究者等の協力を得て連携を図ることが重要である。

研究者等の協力を得るために個々の市町村ごとに取り組む場合、市町村ごとにどの研究者等に依頼するかを検討し、市町村ごとに研究者等に連絡や説明等をすることになるため、市町村と研究者等の双方において、検討、連絡、説明などについて重複が発生し、時間など各種のコストが増大する。市町村においては、平素の業務の中で、特定の分野の研究者等とは、これまで、それほどの関係性がなかった場合もあることに留意することが必要である。

また、このような研究者等の連携を、きめ細やかな支援につなげるためには、地元大学や、都道府県単位で置かれている団体など、地域の実情をよく把握している研究者等との連携が、より効率的・効果的な個別避難計画に係る取組につながる。

これらのようなことから、個々の市町村ごとに研究者等の協力を得て連携を図るのではなく、都道府県が先導して行うことは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。さらに、都道府県による市町村に対する支援をより実効的なものとする上で、研究者等からの助言を得ることは有効である。

#### (伴走支援の実施)

- 市町村においては、個々の市町村が単独で個別避難計画に取り組むことに困難を抱えている場合があることから、都道府県が市町村の実情や取組の状況を知り、課題を把握し、解決に向けて市町村と一緒に考え、課題解決に向けた進捗状況を確認するなどの伴走支援を行うことが必要である。

現時点において、未だ、個別避難計画を作成できていない市町村や、試行的に少数の計画を作成したにとどまっている市町村があることから、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者の計画が作成されるためには、伴走支援が重要となる。

これらのようなことから、個別避難計画に取り組む市町村に対して伴走支援を行うことは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。なお、伴走支援を行う場合、都道府県の防災と福祉の両部局の課室等の職員が一緒に市町村を往訪するなど防災、福祉、保健などの関係する部局や課室等と連携することで効率的、効果的な支援につながる。この場合、伴走支援を行う都道府県の職員は、本庁の職員に限定されるものではなく支庁や地方事務所、保健所その他の行政機関の職員その他の者などの協力を得ることでよりきめ細やかな伴走支援につながる。また、研究者、実務者、各種の分野の専門職など庁外の関係者の協力を得ることも、より効果的な支援につながる。

#### (現場を知る)

- 市町村における個別避難計画に係る取組の推進を図るために、都道府県が伴走支援に取り組む場合、市町村の職員が現場で直面している課題について、都道府県の職員が一緒に課題解決を図るために取組の方向性を考えていくことになる。現場において実現可能な取組に着地するなど、的確な支援につなげるためには、現場の実情を把握していることが必要である。

現場の実情を把握するためには、防災、福祉、保健などの関係者の事務所や職場などに向き、庁内外の関係者と丁寧にコミュニケーションを行い顔の見える関係づくりに取り組むとともに、市町村が実施する庁内外の関係者との会合や打合せ、説明会、地域調整会議、避難訓練に陪席するなどして、市町村の個別避難計画に係る取組に参画することが有効である。

このようなことから、都道府県においては、伴走支援を行う場合、市町村における個別避難計画に係る取組の現場を知り、伴走支援に取り組むことが必要となる。

なお、現場の実情をつぶさに把握しなければ伴走支援を行うことができないということではなく、伴走支援に取り組む中で、現場の実情を徐々に把握していくやり方もあることに留意が必要である。

#### (指針、手引き、マニュアル、事例集などで取組の目安や例を示す)

- 市町村において個別避難計画に取り組む場合、災害対策基本法の関係する規定、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、各種の通知や事務連絡を踏まえて、また、

先行して取り組んでいる市町村の事例や逐条解説などを参考としつつ、当該市町村が地域の実情に即した枠組みづくりや仕組みづくりを行い、日々の取組、訓練や避難支援等の実施結果を踏まえ、調整や手直しを行うことが必要となる。

市町村が個別避難計画に係る枠組みづくりや仕組みづくりを行い、その後の取組を踏まえて調整や手直しを行うためには、当該市町村における取組の実態や課題を把握し、調整や手直しが必要な点がないか点検し、県内外の他の市町村の取組において参考となるものがないか情報の収集を行い、当該市町村における地域の実情を踏まえ、枠組みや仕組みの調整や手直しの素案を準備し、関係者との間で意見や情報の交換を行い、合意形成を図っていくこととなる。

このような調整や手直しの過程の中には、当該市町村にしかできない要素がある一方、管内市町村において共通する課題、そのような課題の解決に役立つ取組事例、また、当該課題に関する法令の規定や解釈などの取組の目安や例を都道府県において示すことで、市町村における個別避難計画に係る取組を効果的・効率的なものとすることが可能となる。

これらのようなことから、都道府県が指針、手引き、マニュアル、事例集などを通じて取組の目安や例を市町村に示すことは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

指針、手引き、マニュアル、事例集などは、紙媒体を前提とする必要はなく、スライドやHTMLなどの媒体で提供すること、また、ウェブサイトに掲載する、会議資料として配布する、データベースとして提供するなどのやり方もある。また、網羅的、一覧的である必要は必ずしもなく、管内市町村のニーズに応じてピンポイントのテーマについて作成し提供することや、逐次、公開していくことや、増補していくなどのやり方がある。

#### (枠組みづくりや仕組みづくりに取り組む)

- 都道府県には、防災、福祉、保健などの取組を定める各種の計画があり、また、都道府県、市町村、事業者、住民などの防災、保健、福祉などに関する取組について定める条例、規則、要綱、条例等に基づく指針などがある。さらに、これらのような取組を推進するために各種の予算事業を実施している。

このように個別避難計画に係る取組について、各種の計画に位置付ける、条例や条例に基づく指針などに定めを置く、取組の裏付けとなる予算の確保を図るなど仕組みづくりを行うことは、市町村における個別避難計画の取組を促進すること、都道府県が市町村の取組を支援すること、これらのようないくつかの取組が計画的かつ持続的なものとなることから個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

- 各種の計画などに位置付けること
  - ・ 都道府県では、総合計画、地域防災計画、障害者計画、地域福祉支援計画など各種の計

画を策定している。

なお、支庁や地方事務所、保健所その他の行政機関、プロジェクトや協議会などにおいて作成している計画があることに留意が必要である。また、必ずしも名称に計画の文字が用いられているとは限らないことに留意が必要である。

- ・ 一般に計画では、各種の施策に関する取組の方向性、都道府県による市町村に対する支援などの取組の具体的な内容、達成するべき目標や成果を測定する指標、計画期間中の各年度の取組の内容や目標などが定められ、定期的にフォローアップ等が行われることになるため、都道府県で策定している各種の計画に位置づけることで個別避難計画に係る取組が計画的、持続的なものとなる。
- ・ これらのようなことから、各種の計画に個別避難計画に係る取組を位置づけることは、都道府県による個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

#### ○ 条例などに位置付けること

- ・ 都道府県など地方公共団体は、法令の範囲内で議会の議決により条例を制定することができるものとされており、義務を課すものや権利を制限するもののほか、理念的なものや訓示的なものも含めて各種の条例が制定されている。
- ・ 法令に基づき取組が進められる場合、全国一律の対応となるが、地理的な状況や社会経済の状況などの地域の実情に即して、各都道府県として重点的に対応を図ることが必要な場合には、課題解決等のため、地域独自のルールである条例を制定して対応が図られている。
- ・ 条例では、都道府県による支援、市町村による取組、事業者や住民などの協力を求めることなどの対応を求ること、施策の実施状況についての報告や公表をすること、指針を作成することなどを定めているものがあり、都道府県で制定している各種の条例に位置づけることで個別避難計画に係る取組が計画的、持続的なものとなる。
- ・ これらのようなことから、各種の条例に個別避難計画に係る取組を位置づけることは、都道府県による個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

#### ○ 予算を確保すること

- ・ 個別避難計画に取り組む市町村に対して都道府県が支援する場合、当該支援に一定の経費を必要とする場合があり、このような場合には予算を計上する必要がある。
- ・ 地理的、地学的な状況や社会経済の状況などの地域の実情に即して、各都道府県として重点的に推進することが必要な場合には、都道府県として市町村を支援するために予算を措置することが考えられる。
- ・ これらのようなことから、市町村の個別避難計画に係る取組を支援するため、需用費、役務費、使用料、賃借料、旅費、報償費、賃金、委託料、補助金その他の予算の確保に取り組むことは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

- ・ 予算の確保は、毎年度の当初予算において新規に要求するだけではなく、既存の予算の使途の拡充、見直し、変更、追加として確保するやり方があることや、当初予算だけでなく、補正予算において要求するやり方があることに留意が必要である。

(参考) Q. 個別避難計画は、地方交付税における包括算定経費の単位費用に積算されておりますが、都道府県が市町村に対して補助金等の予算措置を講じることはできますか。

A. 地方交付税につきましては、地方交付税法において「その使途を制限してはならない」と規定されている一般財源であり、交付される地方交付税をどのように活用するかは各地方自治体の判断に委ねられています。

#### (防災訓練等に取り組む)

- 災害対策基本法において、都道府県知事、市町村長、指定公共機関、指定地方公共機関などの災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならないとされている。

防災訓練の目的は、技能を高め、連絡協調体制を確立し、実践的能力をかん養することで、災害応急対策の迅速化、的確化を図るとともに、訓練を実施することにより、広く住民一般の防災思想の普及啓発を図ることにある。

中央防災会議では、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針や、防災訓練を通じて、より多くの国民が防災や減災に関する意識を高めることができるよう、訓練を実施する際の基本的な考え方について示す総合防災訓練大綱を決定している。

総合防災訓練大綱においては、訓練計画の作成、訓練の実施等に当たっては、様々な特性を有する高齢者、障害者、難病患者などの要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て訓練等を行うことなどに努めるものとされている。

また、地方公共団体等における防災訓練等については、

- ・要配慮者本人の参画
- ・防災と福祉の関係する部局や課室等、また、地域の関係者（自主防災組織、社会福祉協議会等）が緊密に連携
- ・避難行動要支援者名簿や個別避難計画の活用

などを図りつつ実施するよう努めるものとされている。

防災訓練は市町村においても実施することとされているが、個別避難訓練を取り上げることや避難行動要支援者の参画を得て実施することができていない場合もある。

これらのようなことから、都道府県が総合防災訓練等を実施にあたり、総合防災訓練大綱に則して、個別避難計画を取り上げることや、避難行動要支援者の参加を得て実施することは、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保につながること、また、個別避難計画の検証の機会となり避難の実効性を確保することにつながること、さらに訓練を下敷きとした個別避難計画の作成につながること、そして、作成の機運の醸成につながることなどから、都道府県による個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

- 防災訓練義務は、災害対策基本法において都道府県と市町村のいずれに対しても課せられていることから、都道府県が総合防災訓練大綱に則して、個別避難計画を取り上げる

ことや、避難行動要支援者の参加を得て実施し、訓練の実例を示すことは、市町村が総合防災訓練大綱に則した訓練を実施する参考となることから、都道府県による個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

- 防災訓練は普及啓発の目的もある。都道府県が実施する総合防災訓練等において個別避難計画を取り上げることや、避難行動要支援者の参加を得ることは、訓練会場に直接的に参加した者だけでなく、報道での取り上げや広報を通じて間接的に情報に接する者への波及がある。

都道府県が実施する総合防災訓練等は、毎年度、順次、管内の異なる市町村を会場として実施していることから、個別避難計画が未作成の市町村や、壁に突き当たり取組が遅滞している市町村が会場となる場合には、当該市町村に対して重点的に伴走支援などをすることでの、取組の推進につながる。

また、避難行動要支援者本人や家族、また、避難支援等関係者、避難支援等実施者の候補者その他の関係者における理解につながる。